

令和元年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(芦屋市立あしや市民活動センター) 会議録

日 時	令和元年7月11日(木) 16:00~18:00
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	<p>委員長 富田 智和 副委員長 草郷 孝好 委員 藤川 千代 倉本 宜史 海士 美雪</p> <p>市出席者 企画部主幹(総合政策担当課長) 島津 久夫 政策推進課 係長 竹内 典子 政策推進課 係員 岡本 将太 政策推進課 係員 辻野 亮太 政策推進課 係員 島田 友美</p> <p>事務局 企画部 部長 川原 智夏 市民参画課 課長 浅野 令子 係長 御宿 弘士 係員 三浦 真衣 係員 飯星 雄麻</p>
事務局	市民参画課
会議の公開	<p>■ 非公開</p> <p>会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕</p> <p><非公開とした場合の理由></p> <p>公開することで、募集内容、審査要領、選定基準を特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため。</p>

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等

- (7) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 募集要項（案）
- 資料3 業務仕様書（案）
- 資料4 審査要領（案）
- 資料5 選定基準（案）
- 資料6 あしや市民活動センター位置図

3 審議経過

(1) 開会

(事務局：御宿係長) 定刻になりましたので、ただ今から第1回芦屋市立あしや市民活動センター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

(2) 委嘱状交付

----- 委嘱状を机上配布 -----

(3) 部長あいさつ

----- 部長挨拶 -----

(4) 出席者自己紹介

----- 各委員自己紹介 -----

(5) 委員長互選・副委員長の指名

(事務局：御宿係長) 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

(藤川委員) 富田委員にお願いするのは、いかがでしょうか。

(事務局：御宿係長) 皆さまいかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

(事務局：御宿係長) それでは富田委員長，よろしくお願ひします。
次に副委員長の指名をお願ひします。

(富田委員長) 副委員長は，草郷委員にお願ひしたいと思ひます。

----- 異議なしの声 -----

(事務局：御宿係長) ただいまご指名のありました，草郷委員に副委員長をお願ひいたします。
それではこの後の議事進行につきましては，委員長にお願ひいたします。
富田委員長，よろしくお願ひいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

(富田委員長) では，本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願ひ
します。

(事務局：御宿係長) 本日は委員定数5名中，5名のご出席をいただいております，全員がご出席でござ
いますので，本委員会は成立しております。

(富田委員長) 次に，本委員会の公開，非公開についてお諮りいたします。事務局から説
明をお願ひします。

(事務局：御宿係長) 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められておりま
す。ただし，芦屋市情報公開条例第19条により，非公開情報が含まれる事項
の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生
ずると認められる場合につきましては，出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができ
ることとなっております。本日の審議におきまして
は，公開することで，募集内容，審査要領，配点の記載がある選定基準を，
特定の法人が早く知ることにより，有利となる可能性があり，また公平・公
正な競争が損なわれる恐れがあるため，非公開とすべきと考えております。

(富田委員長) 事務局から説明がありましたが，会議を非公開とすることにご異議はござ
いますか。

----- 異議なし -----

(富田委員長) それでは，会議を非公開に決定します。
次に，議事録の取り扱いについて，事務局から説明をお願ひします。

(事務局：御宿係長) 議事録の公開につきましては，非公開の会議であっても，発言者名を含め，

非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

(富田委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見なし -----

(富田委員長) それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

(富田委員長) それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

(事務局：浅野課長) 募集要項・業務仕様書を説明

(富田委員長) 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

(藤川委員) 「資料2 募集要項(案)様式2-7収支計画(21ページ)」について、「資料2募集要項(9ページ)」に経費負担区分として表がありますが、これと21ページの収支計画で応募者が記載する、経費の中身の関連性が分かるように、この様式を見直すなり、仮に公募者から質問があった時に対応するなり、対応を一度ご検討いただきたいと思います。

二点目に、稼働率について過去4年間にわたって記載があります。若干改善は見られますが、部屋によっては半分に満たないところもあります。所管課としてこの稼働率は改善の余地があるという考えなのか。あるいは、これくらいが妥当という考えなのか。施設の利用率について所管課として目指すべき状態について見解があれば教えていただきたい。

(事務局：浅野課長) 稼働率は改善の余地があると思っています。これからはいろいろな仕掛けをすることによって、利用も増えてくることを目指そうと思っています。

(海士委員) 他の会館でも言えることですが、人気集中している部屋と人気がない部屋があります。部屋を使わない理由を利用者に聞いてみたらいいと思います。あるところでは子どものキッズスペースにも使えるようにとじゅうたんにしていたのですが、普通の会議ではいちいち靴を脱ぐのは面倒だという意見を聞いた事例もありました。また、広い部屋は制限があると人気なくなる。例えば、広い部屋はダンスや音楽をしても良かったら利用率が上がると思いますが、それはできないですか。

(事務局：御宿係長) 建物も古く、館内の防音がそこまでしっかりしていません。周りの利用者に影響も出ますので、音が出るのは制限をかけています。

(海士委員) 会館によっては、しっかり防音されていて歌の練習をしてもいいところは人気があります。使い勝手が悪い理由を、利用者の声を聞いたらいいいのではと思います。

もうひとつ、「資料3 9 自主事業(9ページ)」についてです。指定管理者の自主事業の枠組みにあいまいな所があります。指定管理事業とどういう棲み分けをするか。これを拝見すると、「そのたびに相談に応じること」と書いていますが、指定管理者の自主事業は難しく、自主事業をしないと財源確保にならないということは、どこも同じです。その兼ね合いをどうするかは管理者にとっては重要なことです。応募された方に相談された時に、自主事業はどれくらいでどんなことができるのか言えるよう、話し合ったほうがいいと思いました。

(草郷副委員長) 「資料3 8 指定管理者が行う事業等(9ページ)」の内容について確認したいことがあります。「市民と市が市民参画協働を推進する」という方針が市にあり、リニューアルした施設等のインフラがある。それらを踏まえて募集要項や仕様書が作られたのですよね。方針と募集要項や仕様書に記載する考え方にズレがあっては勿体ない。この資料を作るにあたって、市の考え方が反映されているのかを確認しておきたい。もしも、これまでの市民活動センターの運営に基づいて作られており、方針が十分に反映されていないようであれば、改めて方針を反映させた場合の施設運営内容に変更が必要であるのかどうかを確認しておきたい。十分反映されているのであればよいけれども、十分ではない場合は追加しなければいけない。

(事務局：御宿係長) あしや市民活動センターを新しくリニューアルをしましたが、設置管理条例で定めております施設の目的などの内容を変更はしていません。

センターは市民活動の拠点として条例で位置づけています。新しいスペースをすることによって、皆さんが活躍できる場のバリエーションを増やしたというイメージが近いです。施設の性格そのものを変えてはいません。

市民活動の拠点施設として活動の促進を考えたとき、単に会議室だけを増やしてもこれ以上新たな活動を新規開拓するのはなかなか難しいだろうという観点があり、リニューアルを行うにあたってワークショップを開きました。市民活動に興味のある方々を募集して「自分たちが今後、市民活動としてどういった活動ができるのか。」という話し合いをしていただき、それを市と設計士が横で見て、今後の活動を想定しながら施設設備や設計しましたので、まったくニーズを把握せずに改修したというわけではありません。

資料3の8ページから指定管理事業のことを書いていますが、これは設置

管理条例に記載している施設で行うことを、項目ごとに記載しています。

(草郷副委員長) 説明は理解できましたが、今年、芦屋市は10年間の総合計画を作っていますよね。総合計画や市の方針に対して、自分たちの活動がつながるということが、どこかに記されてもいいと思います。総合計画の中で市民参画がうたわれる可能性はありますか？

(事務局：御宿係長) はい、うたわれることは間違いありません。

(草郷副委員長) これまでもあしや市民活動センターでは市民参画協働の活動に取り組まれており、その組織の中で、総合計画や市民参画協働についての市の方針を考えていただくことは、これからの芦屋を描くうえでも大事ではないかなと思います。

(事務局：御宿係長) 第4次総合計画も第5次総合計画も策定時に市民ワークショップをやっていますし、市民と共にまちを創ることが計画に根付いていると考えています。仕様書では、「資料3 8指定管理が行う事業(8ページ)」に「(1)市民活動に関する相談事業」とあります。ここから(1)(2)(3)と相談事業を中心に記載しています。(1)は「広く全般的な市民活動の卵となる方々も含め、なんらかのかたちで相談してきたことを含めフォローして下さい。」ということです。(2)(3)は、ある程度、団体運営が進んでいる、特に(3)については「さらにNPO法人化までされている団体についての支援をして下さい。」と記載しています。根幹となる(1)のイはこれまでに書いていなかったところでして、人口減少や少子高齢化などの社会環境の変化を見据え、市の施策、行政改革、地方創生の取組を念頭に置きつつ若年層の活動人口の掘り起しに努めることというかたちで記載しております。市民活動はまだまだ掘り起こす余地はあると思いますが、これまでの指定管理者の頑張りの中で、一定程度、活動の掘り起しはできているという認識はあります。あえて若年層と表現しているのは、地方創生総合戦略を作っておりまして、どうやったら若者に定住してもらえるか、まちづくりをするかということ計画として進める中で、市民活動がそういった施策と密接につながる部分があると考えています。市民活動の中には、社会的に困っている方々に対してアプローチするだけでなく、人生の豊かさにもつながるような活動をされるケースもあります。市内で活動されている方をより多く掘り起こせば、市民にとっては住み心地がいい環境になります。仕事、学校、家庭以外で、芦屋に何らかの形でまちに対して関われる、自分の人生の中でプラスアルファのことができる場があればあるほど、住んでいる方や活動される方にとって、芦屋市での住み心地に対する満足度を高める効果があることを念頭に、このような記載をしております。

(富田委員長) 他にご意見等ございますか。

(草郷副委員長) 今の説明に加えて、「(4) 市民活動団体との相互の交流とネットワーク支援事業」とありますが、この点を重視されていると思いました。この中で「市民参画協働推進のため」というところが、まさに市の方針を打ち出しているということで、もう少し強く出してもいいという思いがあります。芦屋市の中の市民参画協働推進につながることもっとわかるような表現になればいい。市民活動の相談に加えて、ネットワーク事業やいろいろな事業につながるようなことをやってほしいということが伝わるのかな、という疑問がありましたので。ご検討いただけたらと思います。

(事務局：御宿係長) ありがとうございます。その辺の記載はこちらで検討します。

(海士委員) 他市の事例で、指定管理者として企業が応募してきた場合、ハード面とソフト面に関して、企業は「セキュリティも完璧に全部管理します。」と、ハードの管理を強みとして打ち出していることがあります。一方でそこに集う市民に対して何が提供できるかというソフトの取組が弱い場合があります。この場合に、利用者から「セキュリティやハード管理のみを優先して、市民活動を支援するセンターとしての運営管理ができるのか。」という意見を言われることがあります。あしや市民活動センターは仕様書にも書かれているとおり、ソフトに力を入れてもらえるような団体からの申請があればいいと思います。

中間支援の機能を持つセンターなので、相談を重視されているのは良いと思います。それと、つなぐことや学びの場、情報収集と発信はとても大事ですので、その事をしっかりされる団体が応募されるといいと思いました。

(倉本委員) 「資料3 指定管理者が行う事業等(8ページ)」(1)(2)には書いてないですが、(3)のイは「初回の相談に限り1時間以内で相談者の費用負担が無く、相談を行うこと」とあります。2回目以降は料金を取るという理解でよろしいですか。

(事務局：御宿係長) そのとおりです。

(倉本委員) (1)(2)には書いてないですが。

(事務局：御宿係長) NPO法人を設立する際、法的な専門部分を相談するとなった時、弁護士資格のない職員が対応してはいけないところがあります。そのため弁護士に頼らざる得ないケースがありますので、NPOに対して法令関係だけは必ず弁護士による支援をするということで、あえてここに書いています。

(1)(2)のケースでも法的な面での相談があった場合は、市のお困りで

す課という課が弁護士相談をやっておりますので、こちらで対応することで、指定管理料と二重投資にならないように必要な部分だけに投資するよう、この（３）に絞っているということです。

（倉本委員） 基本的には紹介もして、相談も受けるということですね。

（事務局：御宿係長） はい、そういうことです。

（倉本委員） わかりました。それに関連する相談料は取らず、事業者収入としては、資料２の施設の利用料金に書かれている会議室やオープンスペースの利用料としての収入が指定管理者が行う収入として理解してよろしいですか。

（事務局：御宿係長） はい、会館運営に関する貸室の利用料金収入や印刷機使用料収入というのがほとんどです。

（倉本委員） わかりました、ありがとうございました。

（藤川委員） 指定管理料の予算額は、施設の拡張に伴い、初年度固有の経費に対応する増額で令和元年は増えている。それを見据えて、その後の５年間の指定管理料として年額３千万、改修しているとはいえ、過去に比べたらかなり多額ですが、それはどういう考え方によるものですか。

（事務局：浅野課長） 施設の管理面積も増え、事業も拡大することで人件費も増えます。今までは施設の２階のみがセンターでしたが、１階は男女共同参画センターが入っていたため、市の庁舎として市が直接、施設の外回りや植栽を全部管理していました。それが一棟管理になったことで、指定管理者が建物や外回りや植栽などすべて管理することに変更しましたので、費用が大幅に増えたところがあります。

（藤川委員） 業務拡大に関して、募集要項や仕様書の中でわかるようになっているということでしょうか。

（事務局：御宿係長） はい、仕様書の中には会館に関する維持管理について明記しています。２階部分だけの時にはなかった項目を今回の仕様書の中に足しこんでいます。

（藤川委員） わかりました。ありがとうございます。

（草郷副委員長） 「資料３ 指定管理者が行う業務等（８ページ）」に「（３）特定非営利活動法人の設立、運営、財務等に関する相談事業」とあります。他の法人や一般社団法人を設立して活動しているところは対象にならないのですか。逆

に言う、なぜ特定非営利活動法人だけに限定されたのかが気になりました。

例えばNPO法人なら（3）で。それ以外の形態で市民活動をこれから立ち上げたいと市民が相談に来た。そういう時は運営ではなくて設立ですよ。そこが抜けてしまうとおかしい。

（海士委員） 専門的な知識や経験がある人がいたら対応できると思います。非営利なので営利の相談は論外ですが、一般社団でしたら相談を受けるのはいいと思います。あくまでも最初の相談だけですが。手続きとなりますと司法書士や弁護士です。一般社団を作りたいけど、どうしたらいいのかという最初の相談は、知っている人がアドバイスをして、その後はしかるべきところに行ってもらおう。対応する人の経験値によることだと思います。コーディネーターもそうですし、相談を受け手側に技能や知識を持った人がいるのか、集められるかで相談の質が変わってくると思います。

（草郷副委員長） 特定非営利法人よりも一般社団法人の設立の方がハードルが低いイメージがあります。

（海士委員） 作りやすいみたいですね。

（草郷副委員長） 市民活動ではないですが、研究者の研究活動でも一般社団法人を立上げるケースが増えていて、市民活動についてもハードルが低い方が、市民が何かやろうという気になるのでは。

（事務局：御宿係長） ご指摘を受けて、表現の方法を考えてどこかで反映させていただこうと思います。

（富田委員長） いろいろと意見が出ましたが、まとめはどうなりますか。

（事務局：御宿係長） 事務局の方でご指摘いただいた内容を踏まえまして、皆さんに書面で確認を取らせていただきたいと思います。

（富田委員長） いくつか意見が出て、藤川先生は表に関するご指摘ですよ。様式変えた方がいいと思います。いろいろな意見が出ましたので、事務局で検討していただけたらと思います。

イ 審査要領・選定基準について

（富田委員長） 次に「審査要領と選定基準」について説明をお願いします。

（事務局：浅野課長） 審査要領・選定基準を説明

(富田委員長) では質疑応答に入ります。ご質問があればお願いします。

(委 員) 協議・検討

(海士委員) 指定管理の継続は5年ですが、当然、1年ごとに報告や評価を見て見直しはしているんですよね。

(事務局：御宿係長) はい、日々の運営に関しては四半期ごとにモニタリング、事業報告書は1年ごとに提出していただいています。事例はないですが、そのモニタリング等でよほど運営状況が悪ければ途中で変更するというものもあるのですが、全く放置をしているわけではないです。

(富田委員長) 他にご質問、ご意見ありますか。ないようですので、今日の意見を取りまとめてということになりますね。

(事務局：御宿係長) はい。皆さんからご指摘いただいたものは一度こちらの方で修正を加えまして、早急に修正してお送りいたします。

(8) 次回以降の委員会日程について

- ・第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会 令和元年10月10日(木)午後5時から
- ・第3回芦屋市指定管理者選定・評価委員会 令和元年10月24日(木)午前10時から

(9) 閉会

(富田委員長) では、本日の委員会は終了します。お疲れ様でした。